

基金名称 被災資料修理技術開発基金

基金事業の名称 被災ミュージアム再興事業

事業の目的

東日本大震災によって被害を受けた博物館等について、被災した資料を修理し、博物館等の機能・役割を回復させる。

現状・課題

東日本大震災で被災した博物館等から海水・泥にまみれた古文書、生物標本、民俗資料、考古資料、歴史資料、写真資料、絵画資料等を救出したが、それらの博物館資料については、洗浄するとともにカビや腐敗を防止する処理により安定化し、その上で修復していく必要がある。

本事業は、東日本大震災によって被害を受けた博物館等について、県が実施する東日本大震災で被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理・データベース化、応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保、被災した博物館の復興に資する事業等に必要な経費について補助を行うものである。博物館等は、地域の文化芸術活動の場のみならず、観光や地域ブランドづくりの場でもあるため、本事業により博物館等の機能・役割を回復させることにより、地域の再興及び東日本大震災からの復興を目指す。

事業の概要

県が実施する東日本大震災で被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理・データベース化、応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保、被災した博物館の復興に資する事業等に必要な経費について補助を行う。修理技術が確立していない被災した博物館資料については、技術開発、試験、作業の標準化から修理作業までを一貫した複数年度にわたる取組として支援する。

インプット

令和8年度当初予算にて、7.5億円を措置。

アクティビティ

東日本大震災により被災した地方公共団体を対象に、被災した博物館資料の修理技術の開発等を支援

アウトプット (活動目標)

海水に浸かった資料の修理
(38,000件)

アウトカム(成果目標)

<短期>
修理技術の開発
(指標:修理完了件数)
<中期>
被災した資料の修理を令和10年度末までを目標として完了させる
(指標:総数)

インパクト(国民・社会への影響) 目指すべき姿

博物館は、地域の文化芸術活動の場のみならず、観光や地域ブランドづくりの場でもあるため、本事業により美術館・博物館の機能・役割を回復させることにより、地域の再興及び東日本大震災からの復興を目指す

基金方式の必要性

<背景>

津波による博物館資料の大規模被害は、国内はおろか世界的にも類例がなく、資料の修理(安定化、応急措置、修復、保管等)に係る知見と技術的ノウハウの蓄積が存在していない。

令和7年度までに、墨書、印刷物、金属製品等に係る処置については、低温処理による安定化、洗浄や滅菌に用いる薬液の選定など、試行錯誤を繰り返しながら、一定程度ノウハウが蓄積してきたところであった。今後は、これに加え、泥や海水によって汚損した水溶性のインク資料、染織品、皮製品等について、修理技術の解明・開発とノウハウの蓄積を進める必要がある、これらは今までとは異なるフェーズの文化財の修理となる。

来る南海トラフ地震で生じるであろう津波においては、東日本大震災で被災した博物館資料の数倍に及ぶ数の資料が被災することが予想され、特に、水溶性のインク資料等、令和8年度以降において実施する修理事業については、早急に、国で修理技術とノウハウを蓄積し、全国に展開することが必要となる。

これらの技術開発には、修理技術を確立するための十分な知見と技術開発や試験に必要な被災資料を保持している博物館を所管する地方公共団体に対して支援を行うことで技術を確立したいと考えている

<複数年度での実施の必要性>

令和8年度以降の修理事業においては、以下の手順によって進めることを想定している。

- ① 水溶性のインク資料、染織品、皮製品における修理技術の開発
- ② 開発された修理技術を活用し、一定数の修理作業を試験検証として進めることでの作業の標準化
- ③ 来る災害時の対応に向けたマニュアル化・修理作業の実施

現在、水溶性のインク資料、染織品、皮製品等が塩水や汚泥によって損傷した場合の修理(安定化、応急措置、修復、保管等)に係る知見と技術的ノウハウの蓄積が存在していない中では、修理すべきものの総数について一定の計画をもって行うものではありつつも、こうした修理技術を確立するにはある程度の文化財の修理を通して実証していくことが必要であり、したがって実験と検証を繰り返す必要がある。

このため、

- ① 修理技術の開発等が完成するまで、どこまでが技術開発の実証として行うもので、どこからが技術開発完成後のマニュアルに基づいた作業として行うものかは、技術開発の進捗次第であり、進捗予測が困難であるとともに不確実性が伴うことから、必ずしも当初の計画通りに修理が進むとは限らず、試行錯誤の中で実施年度が前後することが想定されること、
- ② また、技術開発、試験、作業の標準化から修理作業については、単年度で完結するものではなく、複数年度に渡って、一貫的に実施する必要があるものであること

から、各年度の所要額を見込み難く、あらかじめ複数年度にわたる財源を確保しておくことが安定的かつ効率的な事業の実施に必要であると考え。そのため、市において設置を予定している基金に対して県が交付を行い、それに対して国が補助を行うという枠組みとしている。

予算措置額

7.5億円